明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

（会計監査報告の作成）

第十六条の四　［略］

２　会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。ただし、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

一　当該国立大学法人等の役員（監事を除く。）、運営方針委員及び職員

二・三　［略］

３・４　［略］

（償還計画の認可の申請）

第二十二条　国立大学法人等は、法第三十三条の二の規定により償還計画の認可を受けようとするときは、事業年度の開始後、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。ただし、償還計画の変更の認可を受けようとするときは、その都度提出しなければならない。

（他の省令の準用）

第二十六条　次の省令の規定については、国立大学法人等を国とみなして、これらの規定を準用する。

一　［略］

［号を削る。］

二　医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第三条の二第一項、第三条の三第一項及び第四十三条

三　生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十条第三項、第十条の七及び第十四条第一項

四～六　［略］

七　保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令（昭和三十二年厚生省令第十三号）第三条第一項第一号及び第六条第一項第一号

（会計監査報告の作成）

第十六条の四　［同上］

２　会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。ただし、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

一　当該国立大学法人等の役員（監事を除く。）及び職員

二・三　［同上］

３・４　［同上］

（償還計画の認可の申請）

第二十二条　国立大学法人等は、法第三十四条の規定により償還計画の認可を受けようとするときは、事業年度の開始後、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。ただし、償還計画の変更の認可を受けようとするときは、その都度提出しなければならない。

（他の省令の準用）

第二十六条　次の省令の規定については、国立大学法人等を国とみなして、これらの規定を準用する。

一　［同上］

二　児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第十四条

三　医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第三条の二第一項及び第四十三条

四　生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十条第三項及び第十四条第一項

五～七　［同上］

八　保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令（昭和三十二年厚生省令第十三号）第一条第一号及び第一条の三第一号